

事務連絡

令和4年10月14日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
（マスク等物資対策班）  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

乳幼児（6か月から4歳）の新型コロナワクチン接種の体制整備に係る  
医療用物資の配布について

生後6か月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの初回接種については、「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）」（令和4年10月7日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種体制の準備を進めることとされています。

接種体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。接種体制確保に必要な費用については、「生後 6 か月以上 4 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 2）」（令和 4 年 10 月 7 日付け事務連絡）において、必要な予算措置を行うこととしている。

### 2. PPE の配布スキームについて

#### (1) PPE の配布要望数、配布先等の登録について

- 乳幼児の住民に向けた 3 回分の新型コロナワクチン接種の実施を想定して配布を行う。
- 今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数の上限を予め決定した上で、

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 4 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

([http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf))

接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布上限数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。

- 都道府県は、乳幼児向け3回分の新型コロナワクチン接種の実施に係るPPEについて、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp))宛報告する。
- 別紙の登録様式には別添の考え方にに基づき、厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 別紙の登録様式による配布要望数等の報告の締め切りは、以下のとおりとする。  
別紙「乳幼児（6か月から4歳）の新型コロナワクチン接種に係る配布希望シート」による報告期限： 令和4年11月2日（水）
- PPEの国からの配送については、下記(2)にあるように令和4年11月下旬を目途に実施することを想定しているが、同年11月中旬以前にPPEの受け取りを希望する場合は、別紙の登録様式による報告の締め切り（同年11月2日）の前に別途、個別に受け付けることとする。

## (2) 配送時期について

- 上記のPPEの配布スキームは、国からの配送に20日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年11月下旬を目途に実施し、遅くとも同年12月中旬に完了することを想定して期限を設定している。

### 3. その他

- 現時点で、オミクロン株対応ワクチン接種に関して配布の対応を行っているが、これまでに国から配布した物資を今回の乳幼児向けの接種に用いても差し支えない。
  
- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、都道府県・市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
  
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。